

## 募 集 要 項

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴う神戸大学基金による生活緊急支援について

#### 【支援策の概要】

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会情勢の中で、学生生活費（学費と生活費の合計）に充てる家庭の収入減、アルバイト等の収入減などによって、アパートの家賃を支払えない、生活必需品の購入ができないなど、学生生活に支障を来している学生に対し、緊急支援措置として返済を要しない神戸大学基金生活緊急支援金（以下「生活緊急支援金」という。）を給付する。

#### 【支援の対象】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う収入減により、学生生活に支障を来していると認められる本学の学部、乗船実習科、大学院に在学する学生。

**原則、以下の学生は対象としない**

- ・ 国費留学生及び政府派遣留学生
- ・ 日本学術振興会特別研究員
- ・ その他、学生生活に支障を来していると認定できない学生

#### 【支援の内容】

上記学生に対して生活緊急支援金として **50,000 円**を支給する

#### 【支援学生数】

**300 名程度**を上限とする。

#### 【申請方法】

生活緊急支援金の給付を希望する者は、別に定める申請書及び通帳又はキャッシュカードの写し（申請学生本人又は保護者名義の口座）を以下の提出先へ郵送により提出すること。

**※申請書の理由欄には、家庭や自分の収入などの大幅減によって、学生生活を維持するのが困難であるなど、緊急支援の必要性を具体的に明記すること。**

また、別途この他に支援の必要性を確認するための資料等の提出を求める場合がある。

#### 【申請締め切り】

令和 2 年 6 月 5 日（金） 16：00

#### 【生活緊急支援金奨学生の決定】

生活緊急支援金の奨学生の決定は、申請内容に基づき神戸大学学生委員協議会（神戸大学基金奨学金選考小委員会）が選考する。

#### 【生活緊急支援金の返還】

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、生活緊急支援金を全額返還すること。

- （1）虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
- （2）その他緊急支援の必要性が認められなかったとき

【提出先及び問い合わせ】

学務部学生支援課生活支援グループ

Tel.078-803-5227 Fax.078-803-5209

E-mail : stdnt-kobecorona-shien@office.kobe-u.ac.jp

※問い合わせは、原則メールにて受け付けます。

あて名ラベル

申請書等を提出する際、下記ラベルを切り取って封筒に貼り付けてください。

〒657-8501

兵庫県神戸市灘区鶴甲 1-2-1

神戸大学学務部学生支援課  
生活支援グループ 御中

(神戸大学基金生活緊急支援金  
申請書在中)